

公益社団法人日本障害者歯科学会 代議員選出規程

第1条 公益社団法人 日本障害者歯科学会（以下、「本会」という。）は、一般社団法人 日本障害者歯科学会定款（以下、「定款」という。）第6条第3項に基づき、日本障害者歯科学会代議員（以下、「代議員」という。）を円滑に選出するため、代議員選出規程（以下、「本規程」という。）を定める。

第2条 つぎに掲げる条件のいずれかに該当する者を代議員とする。但し、選出を行う年の1月1日現在において満68歳以下の者を選出する。また、本人が代議員就任を辞退した場合はこの限りではない。

1. 本会の設立総会当日において、（任意団体）日本障害者歯科学会の評議員である者。
2. 日本障害者歯科学会の会員として10年以上の経歴を有し、理事会および社員総会において承認された者。
3. 理事会から推薦があり、社員総会の承認が得られた者。

第3条 第2条第2項に該当する候補者は、次の手続きを経て代議員に選出される。

1. 所定の代議員申請書に必要事項を記入し、推薦者たる代議員3名の署名・捺印を受け、履歴書とともに社員総会の3か月前までに理事長に提出する。
2. 理事長は前項の申請書に基づき、理事会および社員総会に諮り、承認を得る。

第4条 第2条第3項に該当する候補者は、次の手続きを経て代議員に選出される。

1. 所定の代議員申請書に必要事項を記入し、推薦者たる代議員3名の署名・捺印を受け、履歴書とともに理事会の1か月前までに理事会に提出する。
2. 理事会は前項の申請書に基づき、推薦代議員を決定する。
3. 理事会が推薦する代議員は、社員総会に諮り、承認を得る。

第5条 新規代議員の選出においては、本学会専門医、認定医、認定歯科衛生士の資格を有する者を選出する。また、代議員不在の都道府県からの選出を優先し、地域格差の是正を図ることとする。

第6条 正当な理由なくして連続2年間にわたり社員総会を欠席した者は、次期代議員として推薦される資格を喪失する。また、任期中に本会事業に積極的に参加できる者が、代議員の継続資格を有する。

第7条 本規程の改廃は、理事会、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規程は、本会発足と同時に施行する。
1. 本改正は、平成21年10月30日より施行する。
1. 本改正は、令和4（2022）年11月4日より施行する。